

基発第 0608002 号

平成 21 年 6 月 18 日

関係団体 各位

厚生労働省労働基準局長



防じんマスクに係る型式検定合格番号第TM266号
の型式検定合格証の失効について

下記の型式については、別添のとおり平成21年6月8日付けで厚生労働大臣により型式検定合格証の失効が行われ、平成21年6月18日付けで官報に公示しました。

これに伴い、当該型式の防じんマスクについては、今後、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条により譲渡等が禁止されることとなるので、その旨、会員事業場へ御周知していただくようお願いするとともに、失効以後においても当該型式の防じんマスクの譲渡等が行われている事実を発見した場合は、事務局まで通報していただくよう併せてお願いします。

記

- | | |
|------------|---|
| ・ 品 名 | 防じんマスク |
| ・ 型式の名称 | GK2200A1V |
| ・ 型式検定合格番号 | 第TM266号 |
| ・ 合格証の被交付者 | 三暉商事有限会社 |
| ・ 合格証の交付日 | 平成17年5月6日 |
| ・ 合格証の有効期限 | 平成17年5月6日から平成22年5月5日まで |
| ・ 型式検定申請者 | 三暉商事有限会社 |
| ・ 製 造 者 | Shanghai Gangkai Purifying Products Co., Ltd. |

担当事務局：厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室

TEL 03-5253-1111 (内線 5501) FAX 03-3502-1598

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

- 人事院規則一〇一一二 (職員の留学費用の償還) の一部を改正する人事院規則 (人事院一〇一一二一一〇)
- 人事院規則一二一〇 (職員の懲戒) の一部を改正する人事院規則 (同一二一〇一一二八)

〔告示〕

- 原戸籍の一部が滅失した件 (法務二八四、二八五)
- 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三條第二項の規定に基づき事務を指定する件 (同一二八六)
- 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 (同一二八七)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三二四)

- ウランバートル市高架橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一二二五)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一二二六)

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五條の規定に基づき、同條の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 (財務・農林水産一一三)

- 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件 (厚生労働三三〇)
- 労働安全衛生法第四十四條の四第一号の規定により型式検定合格証の効力を失わせた件 (同一三三一)

- 保安林の指定をする件 (農林水産八一〇、八一八、八一九)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件 (農林水産・環境三二)

- 中小企業信用保険法第二條第四項第一号の事業者を指定する件 (経済産業二一〇)
- 電気事業法第五十七條の二第一項に規定する登録調査機関を登録する件 (同一二一一)

- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行台に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件 (国土交通六四三)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同一六四四)

- 自動車専用道路に関する件 (関東地方整備局二四四)
- 道路に関する件 (中部地方整備局七一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 内閣 海上保安庁 群馬県 埼玉県 神奈川県 愛知県 三重県 大阪府 福岡県 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 福岡市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公告〕

諸事項

官庁

財團、建設業の許可の取消処分関係 裁判所 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体
公債抽せん (東京都区) 関係
会社その他
会社決算公告

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二十年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成二十年法務省告示第四百十五号)の一部を次のように改正する。

○外務省告示第三百二十四号

平成二十一年五月二十五日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2 贈与の限度額 二億九千七百万円
3 贈与の供与期限 平成二十七年二月二十八日まで

署名者 日本側 宮下正明在ラオス大使
ラオス側 ボンサワット・ブツパー外務副大臣
平成二十一年六月十八日 外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第三百二十五号

平成二十一年五月二十七日にウランバートルで、ウランバートル市高架橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 ウランバートル市高架橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与の限度額 三十六億五千八百万円
3 贈与の供与期限 平成二十八年一月三十一日まで

署名者 日本側 城所卓雄在モンゴル大使
モンゴル側 スフバートル・バトボルド外交・貿易大臣
平成二十一年六月十八日 外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第三百二十六号

平成二十一年六月四日に北京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中華人民共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2 贈与の限度額 五億五千六百万円
3 贈与の供与期限 平成二十八年一月三十一日まで

署名者 日本側 宮本雄二在中国大使
中国側 易小準商務部副部长
平成二十一年六月十八日 外務大臣 中曽根弘文

○財務省告示第十三号

農林水産省告示第三十五号(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。

Table with columns: 償還期限, 利率. Rows: 六年を超え七年以下, 六年を超え七年以下, 六年を超え七年以下.

Table with columns: 七年を超え八年以下, 八年を超え九年以下, 九年を超え十年以下, 十年を超え十一年以下, 十一年を超え十二年以下, 十二年を超え十三年以下, 十三年を超え十四年以下, 十四年を超え十五年以下, 十五年を超え十六年以下, 十六年を超え十七年以下, 十七年を超え十八年以下.

Table with columns: 六年以下, 六年を超え七年以下, 七年を超え八年以下, 八年を超え九年以下, 九年を超え十年以下, 十年を超え十一年以下, 十一年を超え十二年以下, 十二年を超え十三年以下, 十三年を超え十四年以下, 十四年を超え十五年以下, 十五年を超え十六年以下, 十六年を超え十七年以下, 十七年を超え十八年以下.

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付の利率については、なお従前の例による。
○厚生労働省告示第三百三十号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一條の第三項及び第四項並びに第三十二條の第三十四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百二号)の一部を次のように改正する。
平成二十一年六月十八日 厚生労働大臣 舛添 要

第2を次のように改める。

- 第2 現行第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。
1 イソプレザチンウイルスA型、インフルエンザウイルス、(血清型がH5N1又はH7N7であるものに限り。)であつて、以下のいずれかの基準に適合するもの
(1) 4週齢から8週齢のニワトリに感染させた際の死亡率が75%より低いこと
(2) 6週齢のニワトリにおける肺内感染荷原性指数(IVPI)が1.2以下であること

○厚生労働省告示第三百三十一号
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十四條の四第一号の規定により次の型式検定合格証の効力を失わせたので、機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号)第十五條の規定に基づき告示する。
平成二十一年六月十八日 厚生労働大臣 舛添 要

- 一 品名 防じんマスク
二 型式の名称 GK-2100A-V
三 型式検定合格番号 第TM-266号
四 型式検定合格証の交付を受けた者の名称 暉商事有限公司
五 型式検定合格証の効力を失わせた年月日 平成二十一年六月八日
○農林水産省告示第八百二十二号
畜林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十一年六月十八日 農林水産大臣 石破 茂